

公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成31年 1月21日（月）

公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部改正案について、広く国民の皆様の御意見をお聞きするため、平成31年 1月21日（月）から平成31年 2月19日（火）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1．背景・経緯

公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している日本工業規格(JIS)K0102（工場排水試験方法）及びK0170（流れ分析法による水質試験方法）は、平成31年度改正を予定され、分析技術の向上等に対応した分析方法が検討されております。

これを受け、環境省では同規格の改正内容のうち、公定分析法への導入が適当であるものを公定分析法に適用するための告示改正を検討しています。

2．概要

別紙 1 参照

3．改正期日

平成31年3月中旬を予定。

4．意見募集要項

(1) 意見募集対象

別紙 1

(2) 募集期間

平成31年 1月21日（月）～平成31年 2月19日（火）

（郵送の場合は、平成31年 2月19日（火）必着とさせていただきます。）

5．提出方法等について

別紙 2 参照

連絡窓口

環境省水・大気環境局水環境課

直通：03-5521-8316

課長 長：熊谷 和哉（内線6610）

課長補佐：出水 孝征（内線6628）

土壌環境課

直通：03-5521-8322

課長 長：神谷 洋一（内線6590）

課長補佐：中村 雄介（内線6591）

担当 当：川崎 伸夫（内線6584）

土壌環境課地下水・地盤環境室

直通：03-5521-8309

室長 長：神谷 洋一（内線6590）

室長補佐：清丸 勝正（内線6604）

担当 当：中堀 靖範（内線6606）

久喜 真吾（内線7628）

別紙 1

以下の表のとおり、各項目毎に対象告示を改正する。

項目(注)	改正対象告示								告示改正(案)の概要	
	水	排	土	調	溶	含	地	浸		浄
ふっ素 (ふっ素及びその化合物)										JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。 JISK0102が引用するJISK0170の次期改正において、ハロゲンの影響を受ける場合の蒸留試薬溶液について、対応策の記載が検討されている。公定法としての検証が完了した「水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL、塩化ナトリウム10g、及びグリセリン250mLを加え、水で1000mLとしたもの」のみを適用可能とするように告示を改正する。
アルキル水銀 (アルキル水銀化合物)										抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更するように告示を改正する。
全シアン (シアン化合物)										JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。 JIS現行法において除外されている流れ分析法の蒸留操作について、公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示を改正する。
アンモニア、 アンモニウム 化合物										JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。
亜硝酸化合物、 硝酸化合物										JISK0102の次期改正において、「サリチル酸-インドフェノール青吸光光度法」の導入が検討されている。公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示を改正する。
全窒素										JISK0102の次期改正において、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。
全りん										JISK0102の次期改正において、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。
フェノール類										JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。 JIS現行法28.1.3が除外していた「くえん酸蒸留4-アミノアンチピリン発色CFA法」について、公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示を改正する。
六価クロム (六価クロム化合物)										JISK0102の次期改正において、「液体クロマトグラフICP質量分析法」の導入が検討されている。公定法として検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。

- (注) 水：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）
 排：排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）
 土：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）
 調：地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）
 溶：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）
 含：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）
 地：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）
 浸：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）
 浄：水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）

別紙 2

1. 提出様式

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(意見提出様式)

[宛 先]
[氏 名] (職業) (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[FAX番号]
[意 見]
< 該当箇所 >
< 意見内容 >
< 理由 > (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

2. 意見提出先

< 水質環境基準及び排水基準に関する事項 >

水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年12月環境庁告示第59号)

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

(昭和49年9月環境庁告示第64号)

環境省水・大気環境局水環境課調査係 あて

【郵送の場合】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【ファクシミリの場合】 FAX番号：03-3593-1438

【電子メールの場合】 電子メールアドレス：mizu-kikaku@env.go.jp

< 土壌環境基準等に関する事項 >

土壌の汚染に係る環境基準について (平成3年8月環境庁告示第46号)

地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件

(平成15年3月環境省告示第17号)

土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月環境省告示第18号)

土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月環境省告示第19号)

環境省水・大気環境局土壌環境課基準係 あて

【郵送の場合】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【ファクシミリの場合】 FAX番号：03-3501-2717

【電子メールの場合】 電子メールアドレス：mizu-dojo@env.go.jp

< 地下水環境基準等に関する事項 >

地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月環境庁告示第10号)

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

(平成元年8月環境庁告示第39号)

水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法

(平成8年9月環境庁告示第55号)

環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室地下水質保全係 あて

【郵送の場合】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【ファクシミリの場合】 FAX番号：03-3501-2717

【電子メールの場合】 電子メールアドレス：mizu-chikasui@env.go.jp

3. その他・注意事項

御意見は日本語で御提出ください。意見提出先の異なる複数の告示に対するご意見は、担当部署毎に分けてご提出ください。御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。いただいた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。) 企業・団体から意見を提出される場合には、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いいたします。